

第 27 号議案

亀岡市都市公園（33箇所）に係る指定管理者の
指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成24年12月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
亀岡市都市公園（33箇所）
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人 亀岡市都市緑花協会
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成29年3月31日まで